

(介護予防) 通所介護及び (介護予防) 認知症対応型通所介護の生活相談員の資格要件

(福山市が定める資格要件)

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者 (社会福祉法第 19 条第 1 項各号)
  - ・ 大学等において社会福祉に関する科目を 3 科目以上修了
  - ・ 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了
  - ・ 社会福祉士
  - ・ 精神保健福祉士
- ② 介護支援専門員
- ③ 介護福祉士
- ④ 介護福祉士養成のための実務者研修修了者 (旧介護職員基礎研修及び旧ホームヘルパー 1 級資格取得者を含む)

○施行日 : 2014 年 (平成 26 年) 4 月 1 日

※施行の日に上記に掲げる者を生活相談員として置いていない事業所に限っては, 2015 年 (平成 27 年) 3 月 31 日までの間は, 従前の取扱いによることができます。

※この取扱いは (介護予防) 通所介護及び (介護予防) 認知症対応型通所介護の生活相談員の資格要件に限ります。